

無担保

無保証人

マル経融資

小規模事業者経営改善資金

貸付限度額

2,000万円

返済期間

運転資金 7年

商品(材料)仕入
買掛金(手形)決済
諸経費支払い など

設備資金 10年

車両・機械・設備購入
店舗・工場建築 など

運転資金と設備資金の併用も可能

貸付利率

(固定金利)

1.21%

(2019年9月現在)

マル経融資は商工会議所の推薦に基づき、「無担保」「無保証人」で融資を受けられる日本政策金融公庫の融資制度です。



ご利用いただける方(以下のすべてを満たす方)

- 1 常時使用する従業員が20人以下の法人・個人事業主(商業・サービス業は5人以下)
- 2 最近1年以上、継続して高崎市内(倉渕・箕郷・群馬・新町・榛名・吉井地区を除く)で事業を営んでいる
- 3 商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けている
- 4 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の非対象業種等でない
- 5 税金を完納している(所得税・法人税・事業税・住民税・消費税等)



がんばる事業者を応援します!

高崎商工会議所 中小企業相談所

高崎商工会議所 経営支援課 行

FAX 027-362-3550

下記に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込ください。

マル経融資相談申込書

※該当するものに を入れてください。

マル経融資の利用を検討しますので、下記のとおり連絡いたします。

マル経について
説明を聞きたい

申込に向けて
相談したい

すぐに
申し込みたい

その他

日本政策金融公庫との取引実績

有 (マル経 その他) 無

その他、連絡・訪問日時等のご希望がございましたらご記入ください。

事業所名

(会員 ・ 非会員)

電話

所在地

ご担当者名

営業内容 (業種)

※本申込書は、マル経融資相談以外の目的には使用いたしません。※本申込はマル経融資の利用を確約するものではありません。

融資本申込の際には以下の書類が必要です。

法人	個人
<ul style="list-style-type: none">①借入推薦依頼書②申込人(企業)概要③前期、前々期の決算書および確定申告書④最近の残高試算表⑤(許認可が必要な業種の場合)許認可証⑥(設備資金の場合)見積書等	<ul style="list-style-type: none">所定用紙に記入お手持ちのものをご準備ください
<ul style="list-style-type: none">⑦商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) 法務局で取得⑧法人税・消費税・事業税・法人県民税・法人市民税の領収書 お手持ちのものをご準備くださいまた納税証明書 法人税・消費税は税務署で事業税・法人県民税は県税事務所で法人市民税は市役所で	<ul style="list-style-type: none">⑦所得税・消費税・事業税・住民税等の領収書 お手持ちのものをご準備くださいまたは納税証明書 所得税・消費税は税務署で事業税は県税事務所で住民税は市役所で
<p>〈マル経融資を初めて利用する方〉</p> <ul style="list-style-type: none">●土地・建物の登記事項証明書(全部事項証明書) 法務局で取得【法人名義・代表者名義】	

※その他追加書類が必要な場合がございます。



業務時間: 9:00~17:30

(土・日・祝日除く)

所在地: 高崎市問屋町2-7-8

027-361-5171